

(証券コード 9146)

2026 年 10 月 30 日

(電子提供措置の開始日 2026 年 10 月 26 日)

株 主 各 位

京都市伏見区横大路菅本 2 番地 58
株式会社 五健堂ホールディングス
代表取締役社長 蓮尾 拓也

臨時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト (<https://www.gokendo.co.jp/>)

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして頂き、当社名または証券コードをご入力・検索し

「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026 年 11 月 16 日(月曜日)午後 6 時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026 年 11 月 17 日(火曜日) 正午(受付開始 午前 11 時 30 分)
2. 場 所 京都市伏見区横大路菅本 2 番地 19 BOSS CLUB 2 階 大会議室
3. 株主総会の目的事項
決議事項
第 1 号議案 定款一部変更の件
第 2 号議案 会計監査人選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、当社グループの事業規模の拡大に対応し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実並びに会計監査の信頼性及び財務報告の適正性の確保を図るため、会社法第326条第2項の規定に基づき、当社の機関として新たに会計監査人を設置することといたしました。これに伴い、現行定款第4条（会社機関）に会計監査人を追加するとともに、会計監査人の選任、任期及び報酬等に関する規定を新設（変更案第6章）するものであります。
- (2) 当社は、2026年10月22日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行いました。この株式分割の割合に応じて、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を424万株から1,272万株に変更（変更案第6条）するものであります。
- (3) 会計監査人の設置に伴い、剰余金の配当等を機動的に実施することができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設（変更案第45条）するとともに、期末配当及び中間配当の基準日のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨の規定を新設（変更案第46条第3項）するものであります。これに伴い、現行定款第42条（中間配当）を削除するものであります。なお、変更案第45条の規定は、会社法第459条第2項及び会社計算規則第155条に定める要件を満たす場合に効力を有するものであります。
- (4) 監査役員の員数について、現行定款第30条の下限の定め（3名以上）を、上限の定め（5名以内）に変更するものであります（変更案第31条）。なお、監査役会設置会社である当社の監査役は、会社法第335条第3項の規定により3名以上となります。
- (5) 株主総会の招集権者及び議長（変更案第14条）、株主総会の決議の方法（変更案第16条）、議決権の代理行使（変更案第17条）、代表取締役及び役付取締役（変更案第22条）並びに取締役会の招集権者及び議長（変更案第23条）に関する規定について、全国株主連合会の定款モデルに準拠して文言を整備するとともに、取締役会の招集通知に関する規定を独立した条文とする（変更案第24条）ものであります。
- (6) 上記のほか、算用数字の表記の統一、字句の修正及び見出しの変更を行うとともに、上記の規定の新設及び削除に伴う章及び条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配・管理及びこれに附帯、関連する業務を行うことを目的とする。	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配・管理及びこれに附帯、関連する業務を行うことを目的とする。

1. 一般貨物自動車運送事業 2. 軽貨物自動車による一般配送業務 3. 貨物自動車利用運送、鉄道利用運送、及びそれらの運送取次事業 4. 引越荷役並びに物品の仕分け、梱包及び発送業務の請負業 5. 保険業及び保険募集業 6. 自動車損害賠償保障法に基づく保険及び共済代理業 7. 不動産の売買、賃貸、仲介、及び管理業 8. 下記物品の輸入及び販売業 (イ) 自動車、船舶、それらの部品、及びそれらの関連商品 (ロ) 食料品、農水産物、農水産加工物、天然飲料水、清涼飲料水、果汁入り飲料水、健康食品、及び酒類 (ハ) 石油及びその他の燃料類並びに石油製品 (ニ) 引越及び梱包の材料 9. 下記商品の賃貸業 (イ) 自動車、船舶、それらの部品及びそれらの関連商品 (ロ) 引越及び梱包の材料 <u>10.</u> 自動車分解整備事業 <u>11.</u> 倉庫業 <u>12.</u> 古物営業法に基づく古物商 <u>13.</u> 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬業 <u>14.</u> 特定信書便事業 <u>15.</u> 自動車タイヤ及び中古自動車タイヤの販売 <u>16.</u> 飲食店及び喫茶店の経営 <u>17.</u> ゴルフ練習場の経営 <u>18.</u> リラクゼーションサロンの経営 <u>19.</u> サウナ風呂等の浴場の経営 <u>20.</u> 前各号の事業に関するフランチャイズ事業 <u>21.</u> 前各号に附帯する一切の業務	1. 一般貨物自動車運送事業 2. 軽貨物自動車による一般配送業務 3. 貨物自動車利用運送、鉄道利用運送、及びそれらの運送取次事業 4. 引越荷役並びに物品の仕分け、梱包及び発送業務の請負業 5. 保険業及び保険募集業 6. 自動車損害賠償保障法に基づく保険及び共済代理業 7. 不動産の売買、賃貸、仲介、及び管理業 8. 下記物品の輸入及び販売業 (イ) 自動車、船舶、それらの部品、及びそれらの関連商品 (ロ) 食料品、農水産物、農水産加工物、天然飲料水、清涼飲料水、果汁入り飲料水、健康食品、及び酒類 (ハ) 石油及びその他の燃料類並びに石油製品 (ニ) 引越及び梱包の材料 9. 下記商品の賃貸業 (イ) 自動車、船舶、それらの部品及びそれらの関連商品 (ロ) 引越及び梱包の材料 <u>10.</u> 自動車分解整備事業 <u>11.</u> 倉庫業 <u>12.</u> 古物営業法に基づく古物商 <u>13.</u> 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬業 <u>14.</u> 特定信書便事業 <u>15.</u> 自動車タイヤ及び中古自動車タイヤの販売 <u>16.</u> 飲食店及び喫茶店の経営 <u>17.</u> ゴルフ練習場の経営 <u>18.</u> リラクゼーションサロンの経営 <u>19.</u> サウナ風呂等の浴場の経営 <u>20.</u> 前各号の事業に関するフランチャイズ事業 <u>21.</u> 前各号に附帯する一切の業務
---	---

第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(<u>会社</u> 機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を <u>設置する</u> 。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (新設)	(<u>機</u> 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を <u>置く</u> 。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 <u>(4) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>424</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,272</u> 万株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 <u>189</u> 条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 <u>166</u> 条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>および</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 <u>189</u> 条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 <u>166</u> 条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>及び</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人 <u>および</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿の作成 <u>ならびに</u> 備置きその他の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人 <u>及び</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>及び</u> 新株予約権原簿の作成 <u>並びに</u> 備置きその他の株主名簿 <u>及び</u> 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第 <u>10</u> 条 当社の株式に関する取扱い <u>および</u> 手数料は、法令 <u>または</u> 本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 <u>10</u> 条 当社の株式に関する取扱い <u>及び</u> 手数料は、法令 <u>又は</u> 本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己株式の取得) 第 <u>11</u> 条 当社は、会社法第 <u>165</u> 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第 <u>11</u> 条 当社は、会社法第 <u>165</u> 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(基準日) 第 <u>12</u> 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる者とする。 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第 <u>12</u> 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる者とする。 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
(招集) 第 <u>13</u> 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	(招集) 第 <u>13</u> 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
(議長) 第 <u>14</u> 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<u>社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u>	(招集権者及び議長) 第 <u>14</u> 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
(電子提供措置等) 第 <u>15</u> 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(電子提供措置等) 第 <u>15</u> 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議) 第 <u>16</u> 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。 2 会社法第 <u>309</u> 条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>決する</u>。	(決議) 第 <u>16</u> 条 株主総会の決議は、法令又は<u>本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。 2 会社法第 <u>309</u> 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。
(議決権の代理行使) 第 <u>17</u> 条 株主は、当会社の<u>議決権</u>を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。<u>この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</u> <u>2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。</u>	(議決権の代理行使) 第 <u>17</u> 条 株主は、当会社の<u>議決権</u>を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。 <u>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>
(議事録) 第 <u>18</u> 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、これを当会社の本店に<u>10</u>年間備え置くものとする。	(議事録) 第 <u>18</u> 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、これを当会社の本店に <u>10</u>年間備え置くものとする。
(取締役の員数) 第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は<u>10</u>名以内とする。	(取締役の員数) 第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は <u>10</u>名以内とする。
(取締役の選任) 第 <u>20</u> 条 当会社の取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第 <u>20</u> 条 当会社の取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期) 第 <u>21</u> 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(取締役の任期) 第 <u>21</u> 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第 <u>22</u> 条 取締役会の決議により、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第 <u>22</u> 条 取締役会<u>は、その決議によって</u>代表取締役を選定する。 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>
(取締役会の招集) 第 <u>23</u> 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> 2 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</u> 3 <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u>	(取締役会の招集<u>権者及び議長</u>) 第 <u>23</u> 条 取締役会<u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>
(新設)	(取締役会の招集通知) 第 <u>24</u> 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u>
(取締役会の決議の方法) 第 <u>24</u> 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第 <u>25</u> 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略) 第 <u>25</u> 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但</u>し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第 <u>26</u> 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>た</u>だし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。
(取締役会の議事録) 第 <u>26</u> 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名し、これを本店に <u>10</u> 年間備え置くものとする。	(取締役会の議事録) 第 <u>27</u> 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名し、これを本店に <u>10</u> 年間備え置くものとする。
(取締役会規程) 第 <u>27</u> 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第 <u>28</u> 条 取締役会に関する事項については、法令又は<u>本</u>定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。
(取締役の報酬等) 第 <u>28</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	(取締役の報酬等) 第 <u>29</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。
(取締役の責任免除等) 第 <u>29</u> 条 当会社は、会社法第 <u>426</u> 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 <u>423</u> 条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第 <u>427</u> 条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 <u>423</u> 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除等) 第 <u>30</u> 条 当会社は、会社法第 <u>426</u> 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 <u>423</u> 条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第 <u>427</u> 条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 <u>423</u> 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

(監査役の員数) 第<u>30</u>条 当会社の監査役は<u>3名以上</u>とする。	(監査役の員数) 第<u>31</u>条 当会社の監査役は<u>5名以内</u>とする。
(監査役の選任) 第<u>31</u>条 当会社の監査役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当会社は、会社法第<u>329</u>条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(監査役の選任) 第<u>32</u>条 当会社の監査役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当会社は、会社法第 <u>329</u>条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(監査役の任期) 第<u>32</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第 <u>33</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
(常勤監査役) 第<u>33</u>条 常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。	(常勤監査役) 第 <u>34</u>条 常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。
(監査役会の招集) 第<u>34</u>条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(監査役会の招集通知) 第 <u>35</u>条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議の方法) 第<u>35</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議の方法) 第 <u>36</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録) 第 <u>36</u> 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名する。	(監査役会の議事録) 第 <u>37</u> 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名する。
(監査役会規程) 第 <u>37</u> 条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第 <u>38</u> 条 監査役会に関する事項については、法令又は<u>本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。
(監査役の報酬等) 第 <u>38</u> 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(監査役の報酬等) 第 <u>39</u> 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。
(監査役の責任免除等) 第 <u>39</u> 条 当社は、会社法第 <u>426</u> 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 <u>423</u> 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第 <u>427</u> 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 <u>423</u> 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除等) 第 <u>40</u> 条 当社は、会社法第 <u>426</u> 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 <u>423</u> 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第 <u>427</u> 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 <u>423</u> 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の選任) 第 <u>41</u> 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第 <u>42</u> 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第 6 章 計算	第 7 章 計算
(事業年度) 第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの年 1 期とする。	(事業年度) 第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。 (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(中間配当)</u> 第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる	(削除)
(配当金の除斥期間) 第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当には、利息を付けないものとする。	(配当金の除斥期間) 第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当には、利息を付けないものとする。

第 2 号議案 会計監査人選任の件

第 1 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は会計監査人設置会社となりますので、新たに会計監査人 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第 344 条の規定に基づき、監査役会の決定によるものであります。また、本議案は、第 1 号議案が原案どおり承認可決され、同議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

監査役会が PwC Japan 有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が 2020 年 12 月期

より当社の財務諸表の監査を担当しており、当社グループの事業内容に精通していることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、監査の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年6月30日現在)

名 称	PwC Japan 有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
沿革	2006年6月 あらた監査法人設立 2015年7月 PwC あらた監査法人に名称変更 2016年7月 有限責任監査法人に移行し、PwC あらた有限責任監査法人に名称変更 2023年12月 PwC 京都監査法人と合併し、PwC Japan 有限責任監査法人に名称変更
概要	資本金（出資金） 10 億円 構成人員 社員 264 名 職員（監査従事者）3,398 名 （その他） 116 名 合 計 3,778 名 （うち公認会計士 1,236 名、全科目合格者等 762 名） 関与会社数 1,447 社（注3）

(注) 1. PwC Japan 有限責任監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. PwC Japan 有限責任監査法人は、過去2年間に業務の停止の処分を受けておりません。

3. 関与会社数は、2025年6月期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）における同監査法人の監査業務の提供先の数であります。

以 上